

## 俳句のまちあらかわ P R 商品開発支援事業補助金交付要綱

平成 2 8 年 7 月 4 日制定  
2 8 荒産観第 1 8 6 号  
( 副 区 長 決 定 )

### ( 通則 )

第 1 条 俳句のまちあらかわ P R 商品開発支援事業補助金の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則 ( 昭和 6 2 年荒川区規則第 2 7 号 ) によるほか、この要綱の定めるところによる。

### ( 目的 )

第 2 条 この要綱は、俳句のまちあらかわに関連した P R 商品の開発を新たに行う区内の事業者に対し、その費用の一部を補助することにより、当該 P R 商品の開発を促し、もって荒川区 ( 以下「区」という。 ) における俳句文化の魅力の発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

### ( 用語の定義 )

第 3 条 この要綱における「 P R 商品」とは、俳句のまちあらかわに関連した区の俳句文化の魅力の発信に繋がる工夫が施されており、区内の店舗、区内外でのイベント等における販売を意図して開発され、継続して製造できる商品をいう。

### ( 補助対象者 )

第 4 条 この要綱による補助の対象となる者 ( 以下「補助対象者」という。 ) は、次の各号の全てに該当する者とする。

- ( 1 ) 区内に本社又は支店を有する事業者で、申請する同一年度中に本補助金の交付を受けたことがない者
- ( 2 ) 申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない者
- ( 3 ) P R 商品完成後、区内の店舗で P R 商品を販売でき、かつ、区が実施するイベント等への出展若しくは区が参加する関係自治体の物産展への出展など、区の観光事業に協力できる者

### ( 補助対象経費 )

第 5 条 この要綱による補助の対象となる経費 ( 以下「補助対象経費」という。 ) は、補助対象者が P R 商品を開発するに当たり要する経費であって別表に掲げるものとする。

### ( 補助金の交付額 )

第 6 条 補助金の交付額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額 ( その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。 ) とし、 2 5 0 , 0 0 0 円を上限として、区の予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業企画書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象者の事業内容が確認できる書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知し、適合しないと認めるときは、補助金の不交付を決定するとともに、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、別紙の補助条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書が到達した日の翌日から起算して14日以内に交付申請の取下げをすることができるものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業内容変更等承認申請書(別記第5号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる変更のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 区長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認又は不承認を決定し、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業変更等承認等通知書(別記第6号様式)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 決算書(別記第8号様式)
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他区長が必要と認める資料

2 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金確定通知書(別記第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補助金額の確定後、俳句のまちあらかわPR商品開発支援事業補助金請求書(別記第10号様式)を、速やかに区長に提出しなければならない。

(補助事業者の義務及び役割)

第14条 補助事業者は、次に掲げる義務及び役割を負うものとする。

- (1) 補助金を受け開発したPR商品の販売を補助金請求後、1年間以上継続すること。
- (2) 区が実施するイベント等への出展若しくは区が参加する関係自治体の物産展への出展など、区の観光事業に協力するよう努めること。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項については、産業経済部長が別に定める。

別表（第5条関係）

費目	対象経費	備考
報償費	商品開発に係る専門家謝金	
旅費	専門家への相談に係る旅費 専門家招聘に伴う費用弁償	
需用費	商品パッケージ等の試作に係る印刷製本費 商品開発に伴い必要となる機材の購入費	
役務費	試作に係る通信運搬費 試作を外注する場合の手数料	
委託料	商品パッケージのデザイン委託料 専用機器等の製造委託料	
使用料	各種借上料又は使用料	
原材料費	試作に係る原材料費	
その他、区長が第3条に規定する目的に適合すると認めた経費		